

昭和四十七年総理府令第六十号

恩給法等の一部を改正する法律附則第十六条及び第十八条の規定に基づく裁定庁に対する申出に関する総理府令
恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十号）の施行に伴い、同法附則第十六条及び第十八条の規定に基づく裁定庁に対する申出に関する総理府令を次のように定める。

附則

この府令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

別記

別記

様式第一

在職年の通算を希望しない旨の申立書

氏名 フリガナ	年 月 日生
証書記号番号	証書の日付
通算を希望しない在職年に関する事項	
琉球諸島民政府職員となつた年月日ならびに その当時の勤務庁名および職名	
琉球諸島民政府職員の退職年月日	

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十号）附則第十六条の規定により、右の
 在職年の通算を希望しない旨を申し立てます。

昭和 年 月 日

公務員との身分関係

本 所

現 住 所

氏 名

琉球諸島民政府職員

